

感染症の予防とまん延防止の指針

社会福祉法人共生の丘
障害者支援施設晴明

障害者支援施設晴明は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等、当施設・事業所における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

(1) 平常時の対策

- ① 法人に設置してある「保健衛生委員会」(以下、「委員会」と略す)の運営により、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
- ② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染症の予防及び まん延の防止のための指針」を整備する。また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

・平時からの備え

(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)

・初動対応

・感染拡大防止体制の確立

(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

(2) 委員会の活動内容

①委員会の構成員

・施設長・管理者

施設・事業所全体の管理、BCP の遂行指示、統括責任者

・委員長

委員の中から選出、委員会実施のための各所への連絡と調整

- ・看護職員
 - 医療・看護面の管理
- ・委員
 - 利用者、職員の健康状態の把握
 - 支援現場における感染対策の実施状況の把握
 - 感染対策方法の現場への周知
 - BCPに沿った支援の提供と感染対策の立案・指導

②委員会の活動内容

概ね3月1回 年4回実施を予定するが、新型ウイルス等の流行を伴う場合は必要に応じ統括責任者等の指示の元、随時委員会を開催するものとする。活動内容は次のとおりとする。

- ・具体的な感染対策を策定（マニュアル記載）
 - ・指針整備及びマニュアル作成
 - ・研修の企画
 - ・委員会の周知（全職員へ）
 - ・採用時の研修の開催
 - ・訓練（シミュレーション）の実施
 - ・新型ウイルス等発生時の業務継続の見直し（感染症BCP）
- ③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年2回以上の「研修」（含む入職時）を定期的に実施する。
- ④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全役職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的に実施する。
- ⑤ 保健衛生委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。

（3）発生時の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- ② 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
 - ・生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
 - ・消毒
 - ・ケアの実施内容・実施方法の確認
 - ・濃厚接触者への対応 など
- ③ 感染事例等が発生後は、必要に応じて施設長・管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行う。

・医療機関：医療法人生々堂厚生会 森病院 028-648-6111

・保健所： 宇都宮市保健所 028-626-1114

・指定権者： 宇都宮市保健福祉総務課 028-632-2917

④ 感染事例等の発生後は、必要に応じて施設長・管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「関係者への連絡」をすみやかに行う。

・ 法人内： 常務理事、主任、リーダー、支援職員

・ 利用者家族等

・ 出入り業者

（4）本指針の閲覧

本指針は、各施設・事業所で使用する規程集に綴り全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者や家族等が閲覧できるように法人のホームページに掲載する。

＜附則＞ 本指針は、令和4年4月1日から適用する。